

電気需給契約に係る電力会社へのヒアリング実施について

総務課

1 背景及び趣旨

平成 28 年 4 月 1 日より電力小売完全自由化に伴い、新電力の参入などの電力の需給契約の多様化が進むとともに、琴浦町においては、小中学校のエアコン使用が平成 31 年度より行われることから、電気使用量の増加が見込まれている。

このたび、中国電力及び県内に事業所を有する新電力会社より電気の需給契約に係るヒアリングを実施し、町(町民)に優位な契約方法の検討を行う。

2 ヒアリングの対象及び視点

高圧電力のほか低圧電力などの施設についても、ヒアリングを実施し、各社より提供可能な電力需給契約の提案をいただく。

ヒアリングでは、次の視点で提案内容を検討する。

- (1) 電力の供給単価
- (2) 今後の施設の維持管理経費の節減に対するサービス
- (3) 環境に対する取り組み など

なお、契約にあっては、提案のあった内容について、総合的に判断し、提案事業者と調整のうえ、町(町民)にとって優位となる契約を行うよう調整を行う。

3 今後のスケジュール(予定)

- (1) 平成 31 年 1 月 ヒアリングの実施
- (2) 平成 31 年 2～3 月 契約に係る調整等
- (3) 平成 31 年 4 月～ 新たな電力需給契約の開始